

I 共通事項

空白ページ

第1章 総則

1-1 適用

- 1 調査測量設計業務等共通仕様書は、北海道水産林務部が発注する森林整備保全事業（治山関係事業及び林道関係事業をいう。）に係る地質、土質調査、試験、解析に類する業務（以下「地質調査業務」という。）、測量及び各種調査に関する業務（以下「測量業務」という。）、治山工事、林道工事に係る設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として契約される場合の工事予定地等において行われる調査業務を含む。）（以下「設計業務」という。）並びに森林土木請負工事に係る施工管理委託業務（以下「施工管理業務」という。）（以下総称して「業務等」という。）に係る委託契約書（以下「契約書」と言う。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。
- 2 契約図書は、相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 契約書、図面、共通仕様書及び特記仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた、若しくは今後相違することが想定される場合、受託者は業務担当員に書面により報告又は確認し、その指示を受けなければならない。
- 4 受託者は、共通仕様書の適用に当たっては、「北海道水産林務部測量調査設計委託業務担当要領」（以下「担当要領」という。）、「業務委託事務取扱要綱」（以下「要綱」という。）及び「北海道水産林務部土木工事関係委託業務検査方法書」（以下「検査方法書」という。）に従った連絡指導・検査体制のもとで、履行体制を遵守しなければならない。

1-2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1 「委託者」とは、支出負担行為担当者をいう。
- 2 「受託者」とは、業務等の実施に関し、委託者と契約を締結した個人又は会社その他の法人をいう。
- 3 「業務担当員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受託者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者であり、主任担当員及び担当員を総称している。
- 4 「検査員」とは、業務等の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第30条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
- 5 「管理技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき受託者が定めた者をいう。
- 6 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第10条に規定する照査技術者であり、受託者が定めた者をいう。
- 7 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。

- 8 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 9 「仕様書」とは、共通仕様書、特記仕様書及び北海道公共測量規程（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称している。
- 10 「共通仕様書」とは、各業務等に共通する技術上の指示事項を定める図書をいう。
- 11 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 12 「現場説明書」とは、業務等の入札に参加する者に対して、委託者が当該業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
- 13 「質問回答書」とは、「現場説明書」に対する入札参加者からの質問書に対して、委託者が回答する書面をいう。
- 14 「図面」とは、入札に際して委託者が示した位置図及び設計図、委託者から変更又は追加された位置図及び設計図、業務数量総括表及び数量計算書をいう。
- 15 「指示」とは、契約図書の定めに基づき、業務担当員が受託者に対し、業務等の遂行上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
- 16 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、委託者若しくは業務担当員、又は受託者が書面により同意することをいう。
- 17 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者又は業務担当員と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- 18 「提出」とは、受託者が業務担当員に対し、業務等に係る事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 19 「提示」とは、受託者が業務担当員又は検査員に対し、業務に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
- 20 「報告」とは、受託者が業務担当員に対し、業務等の状況又は結果について、書面により知らせることをいう。
- 21 「通知」とは、委託者若しくは業務担当員が受託者に対し、又は受託者が委託者若しくは業務担当員に対し、業務等に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
- 22 「請求」とは、委託者又は受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為を求めるることをいう。
- 23 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 24 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 25 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものと有効とする。
 - (1) 緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
 - (2) 電子納品を行う場合は、別途業務担当員と協議するものとする。
- 26 「照査」とは、受託者が設計条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検査を行い、成果を確認することをいう。
- 27 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が業務等の完了を確認することをいう。
- 28 「打合せ」とは、業務等を適正かつ円滑に実施するために、管理技術者等と業務担当員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

- 29 「修補」とは、委託者が受託者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に、受託者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 30 「協力者」とは、受託者が業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- 31 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人、その他これに準ずる者をいう。
- 32 「立会い」とは、契約図書に示された項目について、業務担当員が臨場により、その内容について契約図書との整合を確かめることをいう。
- 33 「段階確認」とは、業務担当員が業務の節目毎に履行状況の確認を行うことをいう。

1－3 受託者・委託者の責務

- 1 受託者は、当該業務に当たって、業務等の意図及び目的を十分理解した上で業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に發揮しなければならない。
- 2 受託者及び委託者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

1－4 業務の着手

受託者は、設計図書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が業務等の実施のため業務担当員との打合せ、又は現地踏査を開始することをいう。

1－5 調査地点の確認（地質調査業務）

- 1 受託者は、調査着手前にその位置を確認しておかなければならぬ。また、調査地点の標高が必要な場合は、基準となる点について、業務担当員の承諾を得なければならぬ。
- 2 受託者は、地質調査業務において、地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、その他）が予想される場合は、業務担当員に報告し、関係機関との協議の上現地立会を行い、位置、規模、構造等を確認するものとする。

1－6 測量の基準及び作業の実施等（測量業務）

- 1 測量の基準は、設計図書又は北海道公共測量作業規程（以下「規程」という。）第2条の規定によるほかは業務担当員の指示によるものとする。
- 2 作業の実施及び計算は、設計図書及び仕様書により実施するものとする。なお、公共測量に該当する場合の測量成果の種類、内容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、「規程」第5条第3項によるものとする。
- 3 数量の計算は、森林土木工事設計積算要領により実施するものとする。
- 4 測量現場が隣接又は同一場所において、別途測量がある場合には、常に相互協調するとともに、利用する成果について照合を行わなければならない。

1－7 設計図書の支給及び点検

- 1 受託者からの要求があり業務担当員が必要と認めたときは、受託者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等で市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。
- 2 受託者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、業務担当員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 業務担当員は、必要と認めるときは、受託者に対し図面等を追加支給するものとする。

1－8 業務担当員

- 1 委託者は、業務等における業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。
- 2 業務担当員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 契約書の規定に基づき、委託者が業務担当員に委任した権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。
- 4 業務担当員が、その権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、業務担当員が受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者はその口頭による指示等に従うものとし、後日書面により業務担当員と受託者の両者が指示内容を確認するものとする。

1－9 管理技術者

- 1 受託者は、業務等における管理技術者を定め、委託者に通知するものとする。
 - 2 管理技術者は、契約図書に基づき業務等に関する技術上の管理を行うものとする。
- 3－1 地質調査業務及び設計業務における管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する技術部門に属する選択科目）又は業務に該当する技術部門）、博士（業務に該当する部門）、シビルコンサルティングマネージャー、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）、林業技士（業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。また、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

なお、同等の能力と経験を有する技術者とは、当該業務に関する技術上の知識を有し、次のいずれかに該当する者で委託者が承諾した者をいう。

- (1) 一級土木施工管理技士の資格保有者
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学卒業者にあっては、建設コンサルタント等業務について13年以上の実務経験を有する者
 - (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあっては、建設コンサルタント等業務について15年以上の実務経験を有する者
 - (4) 学校教育法による高等学校卒業者にあっては、建設コンサルタント等業務について17年以上の実務経験を有する者
- 3－2 測量業務における管理技術者は、測量法に基づく測量士の資格保有者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

- 4 管理技術者は、業務担当員が指示する関連のある業務等の受託者と十分協議の上、相互に協力し業務を実施しなければならない。
- 5 管理技術者は、屋外における業務等に際しては、使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、業務等が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。
- 6 設計業務における管理技術者は、1-10 照査技術者及び照査の実施 に規定する照査結果の確認を行わなければならない。

1-10 照査技術者及び照査の実施

- 1 受託者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。

委託者が設計図書において照査技術者の配置を定める場合、地質調査業務において地質調査に関する解析等調査を行う場合及び設計業務における実施設計においては、受託者は、照査技術者を定め委託者に通知しなければならない。

なお、設計業務における照査技術者を設置すべき業務は、次の重要構造物等の詳細設計を行う場合を対象とし、標準設計を使用する場合は対象外とする。

- | | |
|-------------------------------------|-------------|
| (1) 総合治山等の全体計画調査 | (2) 地すべり防止工 |
| (3) 橋梁 | (4) トンネル |
| (5) 治山ダム（基礎杭を必要とする場合は標準設計においても対象） | |
| (6) 土留・擁壁工（基礎杭を必要とする場合は標準設計においても対象） | |
| (7) その他特に必要と認められる場合 | |

実施設計においては、成果品をとりまとめるにあたり、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図一設計計算書間、設計図一数量計算書間等）の整合を確認するうえで、確認マークを記すなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下、「赤黄チェック」という。）を原則として実施しなければならない。

なお、赤黄チェックの資料は、検査員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。

- 2 照査技術者の技術経歴については、1-9 管理技術者 第3-1項に準ずるものとする。
- 3 照査技術者は、付表-1 「実施設計照査フロー」を参考に照査計画を作成の上業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 4 照査技術者は、設計図書に定める又は業務担当員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受託者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- 5 照査技術者は、照査段階ごとに、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名押印の上管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書としてとりまとめるものとする。
- 6 照査技術者は、成果品提出時における照査報告の際は、赤黄チェックの根拠となる資料を、業務担当員に提示しなければならない。

1-11 提出書類

- 1 受託者は、委託者が指定した様式により、契約締結後に關係書類を業務担当員を経て委託者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅滞利息請求書、業務担当員に関する措置請求に係る書類及びその他現場又は机上説明の際に指定した書類を除く。
- 2 受託者から委託者へ提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 受託者は、契約時又は変更時において、契約金額100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に、業務実績情報を「登録のための確認のお願い」により業務担当員の確認（記名・押印）を受けた上、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更（「委託期間」「技術者（管理技術者等）」の変更）時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は完了検査合格後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。

「登録のための確認のお願い」については、業務担当員が記名・押印した原本を受託者が保管し、複製を委託者が保管するものとする。

また、登録が完了した際には、登録機関発行の「登録内容確認書」をダウンロードし、速やかに業務担当員に提出しなければならない。

なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

1-12 打合せ等

- 1 受託者及び業務担当員は、契約図書に示された指示、承諾、協議、検査及び確認等については、打合せ簿（様式第2号）で行わなければならない。
なお、打合せ簿については、双方が署名又は押印した原本を委託者が保管し、複製を受託者が保管するものとする。
- 2 業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と業務担当員は常に密接な連絡をとり、業務等の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容について、その都度、受託者は打合せ簿に記録し、相互に確認しなければならない。
なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ簿を作成するものとする。
- 3 業務等着手時及び設計図書で定める業務等の区切りにおいて、管理技術者と業務担当員は打合せを行なうものとし、その結果について受託者は打合せ簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- 4 管理技術者は、設計図書に定めのない事項について疑義が生じた場合、速やかに業務担当員と協議するものとする。
- 5 管理技術者は、契約図書において業務担当員の立会いの上、実施すると指定された事項においては、あらかじめ別に定める立会願書（様式第8号）を業務担当員へ提出しなければな

らない。

- 6 管理技術者は、契約図書に示された履行段階及び業務計画書の打ち合わせ計画に基づく打合せを行う際には、あらかじめ別に定める段階確認願（様式第8号）を業務担当員へ提出しなければならない。

1－13 支給材料

受託者は、支給材料の受払い状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならぬ。また、受託者は業務完了時（完了前であっても業務工程上、支給材料の精算が行えるものについてはその時点）に「支給材料精算書」を業務担当員に提出しなければならない。

1－14 業務計画書

- 1 受託者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、業務担当員に提出しなければならない。
- 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。なお、1－33 現場管理と安全確保、1－37 個人情報の取扱い、1－38 行政情報流出防止対策の強化 に関する事項についても記載しなければならない。
- (1) 業務概要 (2) 実施方針
(3) 工程表（作業実施計画表等） (4) 業務組織計画（方法、編成及び作業員名簿等）
(5) 打合せ計画 (6) 成果品の内容、部数
(7) 使用する主な図書及び基準 (8) 連絡体制（緊急時を含む）
(9) 使用する主要機器 (10) 照査計画（照査技術者の配置時）
(11) その他必要事項
- 3 業務担当員が指示した事項については、受託者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。
- 4 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上、その都度、業務担当員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 5 受託者は、簡易な業務等においては業務担当員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

1－15 資料等の貸与及び返却

- 1 業務担当員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受託者に貸与するものとする。
- 2 受託者は、貸与された図面及びその他関係資料の必要がなくなった場合は、直ちに業務担当員に返却するものとする。
- 3 受託者は、貸与された図面及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷させてはならない。万一、損傷させた場合は、受託者の責任と費用負担において修復の上、業務担当員が指示した期日まで返却すること。
- 4 資料等の貸与及び返却は、借用（返納）書にて管理する。
- 5 受託者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。

1－16 関係官公庁への手続き等

- 1 受託者は、業務等の実施に当たって、委託者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続き等及び関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。
また、受託者は、業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合には、速やかに行うものとする。
- 2 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を業務担当員に報告し協議するものとする。

1－17 地元関係者との交渉等

- 1 契約書第11条に定める、地元関係者への説明、交渉等は、委託者又は業務担当員が行うものとするが、業務担当員の指示がある場合は、受託者はこれに協力するものとする。これらの交渉にあたり、受託者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- 2 受託者は、業務等の実施に当たって、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、業務担当員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないよう努めなければならない。
- 3 受託者は、設計図書の定め又は業務担当員の指示により、地元関係者への説明、交渉等を行う場合は、交渉等の内容を書面により隨時、業務担当員に報告し指示があればそれに従うものとする。
- 4 受託者は、業務等の実施中に委託者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書の定めるところにより、地元協議等に立会うとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5 受託者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合、業務担当員の指示に基づいて変更するものとする。
なお、変更に要する委託期間及び経費は、委託者と協議の上定めるものとする。

1－18 土地への立ち入り等

- 1 受託者は、屋外で行う業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第12条の定めに従って、業務担当員及び関係者と十分な協議を行い、業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。
なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに業務担当員に報告し指示を受けなければならない。
- 2 受託者は、業務等実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合は、あらかじめ業務担当員に報告するものとし、報告を受けた業務担当員は当該土地所有者及び占有者の承諾を得るものとする。
なお、第三者の土地への立ち入りについては、当該土地占有者の許可は、委託者が得るものとするが、業務担当員の指示がある場合は、受託者はこれに協力しなければならない。
- 3 受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他に業務担当員と協議により定めるものとする。

4 受託者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願（様式第5－1号）を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受託者は、立ち入り作業終了後、10日以内（休日等を除く）に身分証明書を委託者に返却しなければならない。

1－19 成果品の提出

- 1 受託者は、業務等が完了した時、設計図書に示す成果品（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を実績報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。なお、成果品には、業務概要、委託期間、業務委託料、当該業務の目的・内容、受託者名（住所、電話番号、FAX番号、担当者名を含む。）が記載された書類を含むものとする。
- 2 受託者は、設計図書に定めがある場合、又は業務担当員の指示する場合で、同意した場合は、委託期間途中においても成果品を部分引渡しするものとする。
- 3 受託者は、設計図書で照査技術者による照査が定められていない場合であっても、当該業務にて実施した照査の結果（照査記録）を、照査報告書としてとりまとめの上提出できるものとする。
なお、照査報告書の様式等については、受託者の任意によるものとする。
- 4 受託者は、北海道水産林務部制定の「電子納品運用ガイドライン【森林土木業務編】」に基づき業務等を実施しなければならない。

1－20 関係法令及び条例の遵守

受託者は、業務等の実施に当たって、関連する諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

1－21 検査

- 1 受託者は、契約書第30条第1項の規定に基づき、実績報告書を委託者に提出する際に、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、業務担当員に提出していかなければならない。
- 2 受託者は、設計図書において中間検査を行うものと指定された業務については、要綱及び検査方法書に基づく中間検査を受けなければならない。なお、中間検査実施可能日について、その14日前までに業務担当員に報告するものとする。
- 3 委託者は、業務等の検査に先立って受託者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受託者の負担とする。
- 4 検査員は、管理技術者の立会いの上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 業務等成果品の検査
 - (2) 業務等管理状況の検査

業務等管理状況については、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については、「電子納品検査ガイドライン」に基づき実施しなければならない。

1-22 修 補

- 1 検査員は、修補の必要があると認めた場合、受託者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。ただし、その指示が受託者の責に帰すべきものでない場合は、異議申し立てができるものとする。
- 2 受託者は、修補を速やかに行わなければならない。
- 3 検査員が修補の指示をした場合において、受託者は、修補の完了の確認について検査員の指示に従うものとする。
- 4 検査員が指示した期間内に修補が完了した場合に、委託者は、契約書第30条第2項の規定に基づき検査の結果を受託者に通知するものとする。

1-23 条件変更等

- 1 業務担当員が受託者に対して、業務等内容の変更又は設計図書の訂正（以下「業務等の変更」という。）の指示を行う場合は、書面によるものとする。
- 2 受託者は、設計図書に明示されていない履行条件について、予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を業務担当員に報告し、その確認を求めなければならぬ。なお、「予期できない特別な状態」とは、以下のものをいう。
 - (1) 1-18 土地への立ち入り等 第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合
 - (2) 天災その他の不可抗力による損害
 - (3) その他委託者と受託者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合

1-24 契約変更

- 1 委託者は、次の各号に掲げる場合において、業務等の契約変更を行うものとする。
 - (1) 業務等内容の変更により、契約金額に変更が生じる場合
 - (2) 委託期間の変更を行う場合
 - (3) 業務担当員と受託者が協議し、業務等履行上必要があると認められた場合
 - (4) 契約書第29条の規定に基づき、契約金額の変更に代える設計図書の変更を行った場合
- 2 委託者が、前項の場合において変更する契約図書は、次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 1-23 条件変更 の規定に基づき業務担当員が受託者に指示した事項
 - (2) 業務等の一時中止に伴う増加費用及び委託期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他委託者又は業務担当員と受託者の協議で決定された事項

1-25 委託期間の変更

- 1 委託者は、受託者に対して業務等の変更の指示を行う場合において、委託期間変更協議の対象であるか否かを併せて事前に通知するものとする。
- 2 委託者は、委託期間変更協議の対象であると確認された事項及び業務等の一時中止を指示

した事項であっても、残委託期間及び残業務量等から委託期間の変更が必要でないと判断した場合には、委託期間変更を行わない旨の協議に代えることができる。

- 3 受託者は、契約書第21条の規定に基づき、委託期間の延長が必要と判断した場合には、委託期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を委託者に提出しなければならない。
- 4 契約書第22条の規定に基づき、委託者の請求により委託期間を短縮した場合、受託者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

1-26 一時中止

契約書第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、委託者は、受託者に書面を持って通知し、必要と認める期間、業務等の全部又は一部の履行について一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による業務等の中止については、契約書第25条の規定に基づき受託者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立ち入り承諾が得られない場合
- (2) 関連する他の業務の進捗が遅れたため、業務等の続行を不適当と認めた場合
- (3) 環境問題等の発生により、業務等の続行が不適当又は不可能となった場合
- (4) 天災等により業務等の対象箇所の状態が変動した場合
- (5) 第三者及びその財産、受託者、使用人並びに業務担当員の安全確保のため、必要があると認めた場合
- (6) 前号に掲げるほか、受託者が契約図書に違反し、又は業務担当員の指示に従わない等、業務担当員が必要と認めた場合

この場合において、受託者は屋外で行う業務等の現場の保全について、業務担当員の指示に従わなければならない。

1-27 委託者の賠償責任

委託者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、及び契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、委託者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 委託者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

1-28 受託者の賠償責任等

受託者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならぬ。

- (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、及び契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受託者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 契約書第39条に規定する契約不適合責任に係る損害
- (3) 受託者の責により損害が生じた場合

1－29 部分使用

- 1 委託者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第32条の規定に基づき、受託者に対して成果品の部分又は一部の使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途業務等の用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
- 2 受託者は、部分使用に同意した場合、部分使用承諾書を委託者に提出するものとする。

1－30 再委託

- 1 契約書第6条第1項に規定する「主な部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受託者は、これを再委託することは出来ない。
 - (1) 業務等における総合的企画
 - (2) 業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断
- 2 受託者は、第3項に規定する業務以外の再委託にあたっては、委託者の承諾を得なければならない。
- 3 契約書第6条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」とは、コピー、印刷、製本及び資料の収集・単純な集計をいい、受託者はこの部分の再委託に当たっては、委託者の承諾を必要としない。
- 4 受託者は、業務等の一部を再委託する場合は、再委託承諾願を業務担当員を経由し、委託者に提出しなければならない。
- 5 受託者は業務等の一部を再委託する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに業務等を実施しなければならない。なお、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することができないよう、受託者において必要な措置を講じなければならない。
- 6 協力者は、北海道が行う指名競争入札に関する指名停止期間中でない者、暴力団関係事業者等（暴力団員及び暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団と密接な関係を有する事業者という。以下同じ。）でない者、又は暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道が行う競争入札への参加を除外されていない者でなければならない。

1－31 成果品の使用等

- 1 受託者は、当該業務により作成する成果品及びその他資料において、第三者の有する著作権等を侵害してはならない。
- 2 受託者は、契約書第5条第5項の定めに従い、委託者の承諾を得て、単独又は他の者と共に成果品を発表することができる。
- 3 受託者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている調査、測量及び設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第7条に基づき委託者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に、委託者の承諾を得なければならない。

1－32 守秘義務

- 1 受託者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受託者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- 3 受託者は、当該業務に関して委託者から貸与された情報、その他知り得た情報を1－14業務計画書に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4 受託者は、当該業務に関して委託者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 5 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、委託者の許可なく複製、転送等しないこと。
- 6 受託者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、委託者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- 7 受託者は、当該業務の遂行において貸与された委託者の情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ、又はその恐れがある場合には、これを速やかに委託者に報告するものとする。

1－33 現場管理と安全の確保

- 1 受託者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、業務環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
- 2 受託者は、業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
 - (1) 受託者は、「森林土木工事安全施工技術指針」（林野庁森林整備部通達平成29年）を参考にして常に調査、測量等の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 受託者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設大臣官房技術審議官通達昭和62年）を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し、生活環境の保全に努めなければならない。
 - (3) 受託者は、業務等現場に別途業務又は工事等が行われる場合は、相互強調して業務等を遂行しなければならない。
 - (4) 受託者は、業務等に当たり、施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆に迷惑となるような行為、作業をしてはならない。
- 3 受託者は、必要に応じて所轄警察署、労働基準監督署、道路管理者、河川管理者、鉄道管理者等の関係機関及び関係者と緊密な連絡を取り、業務作業中の安全を確保しなければならない。
- 4 受託者は、公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係る業務等

において、交通誘導警備員を配置する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。

- (1) 交通誘導警備業務を行う場所ごとに、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を1名以上配置しなければならない。
 - (2) 検定合格警備員であることを確認できる資料として、交通誘導警備業務に係る一級又は二級検定合格証明書の写しを業務計画書に含めて業務担当員に提出しなければならない。
 - (3) 公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係る業務等において、やむを得ない理由により検定合格警備員を配置できない場合は、その理由書を業務担当員に提出し、協議しなければならない。
- 5 受託者は、業務等の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 6 受託者は、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- 7 受託者は、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
- (1) 受託者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(国土交通省告示第496号令和元年9月2日)を参考にして災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 業務作業に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
 - (3) 受託者は、使用人等の喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (4) 受託者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周囲に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (5) 受託者は、業務等現場に關係者以外の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに、立ち入り禁止の標示をしなければならない。
- 8 受託者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
- 9 受託者は、業務等の実施に当たって、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に止めるための防災体制を確立しておかなければならぬ。災害発生時においては、第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 10 受託者は、業務作業中に事故等が発生した場合は、直ちに業務担当員へ報告するとともに、業務担当員が指示する様式により事故報告書を速やかに業務担当員に提出し、業務担当員から指示がある場合には、その指示に従わなければならない。
- 11 受託者は、調査が完了したときは、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。
- 12 ポーリング等による調査孔の埋め戻しは、業務担当員の承諾を得なければならない。

1-34 履行報告

受託者は、契約書第14条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式（様式第1号）に基

づき作成し、業務担当員に毎月提出するものとする。

1－35 使用単位

受託者は、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところにより、使用する単位は国際単位系（S I）とする。

1－36 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応

- 1 受託者は、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。
また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。
- 2 受託者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を業務担当員に報告しなければならない。
- 3 前記第1項及び第2項の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- 4 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、業務担当員と協議するものとする。

1－37 個人情報の取扱い

- 1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、当該業務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は棄損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 受託者は、当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、当該業務目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 4 受託者は、委託者から提供された個人情報が記録された資料を複写又は複製する場合は必要最小限度としなければならない。
- 5 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報については自ら取扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。
- 6 受託者は、当該業務のために住民票等の資料が必要な場合、原則、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）により、個人番号（以下「マイナンバー」という。）を取得することは制限されているため、マイナンバーが記載されていない書類を取得しなければならない。ただし、マイナンバーが記載されていない書類を取得できない場合においては、書類の取得後、マイナンバーが記載され

た部分にマスキング等を施し、その部分が読み取れないようにしなければならない。

- 7 受託者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、適切な措置を講じなければならない。
なお、委託者の指示があった場合はこれに従うものとする。
また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 8 受託者は、委託者からの貸与、若しくは受注者が収集又は作成した個人情報が記録された資料等を、当該業務の終了後又は解除後速やかに委託者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、委託者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。
- 9 委託者は、受託者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。
また、委託者は必要と認めるときは、受託者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。
- 10 受託者は、当該業務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど、管理体制を定め、1-14 業務計画書 で示す業務計画書に記載するものとする。
- 11 受託者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても当該業務により知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

1-38 行政情報流出防止対策の強化

- 1 受託者は、当該業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり 1-14 業務計画書 で示す業務計画書に流出防止策を記載しなければならない。
- 2 受託者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。
 - (1) 行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び委託者の指示する事項を遵守するものとする。
 - (2) 受託者は、委託者の許可なく本業務の履行に関して取り扱う行政情報を、本業務の目的以外に使用してはならない。
 - (3) 受託者は、受託者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
 - (4) 受託者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
 - (5) 受託者は、委託者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。
 - (6) 受託者は、本業務の履行に関し委託者から提供を受けた行政情報（委託者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後、又は本業務の実施途中において委託者から返還を求められた場合、速やかに直接委託者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。
 - (7) 受託者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責任を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、1-14 業務計画書 で示す業務計画書に記載するものとする。

- (8) 受託者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
 - (ア) 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
 - (イ) 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
 - (ウ) 電子情報を移送する際のセキュリティ対策
- (9) 受託者は、本業務の履行において、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。
 - (ア) 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
 - (イ) セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
 - (ウ) セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
 - (エ) セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
 - (オ) 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送
- (10) 受託者は、本業務の履行に関して取扱う行政情報について、何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに委託者に届け出るものとする。
- (11) この場合において、速やかに事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
- (12) 委託者は、受託者の行政情報の管理体制について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

1-39 特定外来生物(植物)について

1 受託者は、委託業務区域に生育している特定外来生物(植物)を生きたままの状態で飼養、栽培、運搬、保管等を行う場合は、事前に特定外来生物(植物)の生育状況を調査し、その内容について、業務担当員へ報告すること。

なお、特定外来生物の同定方法については、環境省のホームページから参照のこと。

(簡易版：<http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/manual/shokubutsu.pdf>)

(詳細版：<http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/manual/shokubutsu2.pdf>)

北海道内で確認されている特定外来生物(植物)の種は下記のとおりである。

種名：オオハンゴンソウ、オオキンケイギク、アレチウリ、オオフサモ

2 特定外来生物(植物)が確認された場合は、業務処理計画書に防除計画書を添付の上、業務担当員に提出すること。記載内容は以下によること。

(1) 平面図

図面に生育範囲、集積箇所等を記載する。

(2) 写真

生育状況

(3) 防除方法

運搬方法、仮置場の管理方法、処分方法等を記載する。

(4) 地域住民への周知

看板の記載内容と設置位置等を記載する。

(5) 特定外来生物防除従事者

防除作業にあたっては、防除従事者証を携帯し、従事者以外の作業員には作業させな

い旨を記載する。

(6) 運搬経路図

発生場所から搬出先までの経路を記載する。

3 特定外来生物（植物）の防除にあたっては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」を遵守し以下のとおり行うこと。

(1) 対象となる範囲

生きている特定外来生物（植物）の個体及び種子、根の器官を運搬すること。

(2) 地域住民への周知

「防除」の実施にあたっては、地域住民等へ周知するため、事前に看板を設置すること。

(3) 特定外来生物防除従事者証

(ア) 受託者は、特定外来生物（植物）の防除を行う場合、作業に着手する前に防除従事者証の交付を受けること。

(イ) 防除作業に従事する者は、委託者から従事者証の交付を受け、防除作業に従事するときに携帯すること。

(ウ) 防除作業が完了したときは、速やかに従事者証を委託者に返還すること。

(4) 作業における留意事項

防除作業については、業務担当員と十分協議し指示によること。なお、設計変更が生じる場合は別途協議するものとする。

(ア) 除草・集草時

・刈草が周辺に飛散しないよう注意して行うこと。

・集草時は、特定外来生物（植物）と通常の植物を区分して取扱うこと。

・現場内外において仮置きする場合には、「育つことが出来ない」状態とすることとし、周囲へのシート等により飛散防止措置を講じること。

(イ) 生きている個体、種子、根の器官を搬出する場合

・搬出先には、特定外来生物（植物）を含む刈草であることを通知し、適切な処分が可能か確認すること。また、特定外来生物（植物）を含む廃棄物の適切な処分が可能な処分場へ搬出するものとし、運搬作業においては、シート等により飛散防止措置を講じること。

・処理方法については、設計図書によること。

別表 1

様 式 一 覧 表

様式 No.	名 称	備 考	頁
第1号	委託業務月報		20
第2号	打合せ簿		21
第3号	借用・返納書		22
第4号	土地立入通知書		23
第5-1号	身分証明書交付願		24
第5-2号	身分証明書		25
第6号	業務計画書		26
第6-1号	作業実施計画表		27
第6-2号	主要機器		28
第6-3号	作業の方法		29
第6-4号	作業編成		30
第6-5号	作業員名簿		31
第7号	部分使用承諾書		32
第8号	立会願書		33
第9号	段階確認願		34
第10号	再委託承諾願		35
第11号	「特定外来生物の防除」の看板		36
第12号	特定外来生物防除従事者証交付願		37
第13号	特定外来生物防除従事者証		38

委 託 業 務 月 報

注)変更実施内容が、内業である場合、天候欄の記入は不要とする。

打合せ簿

「確認・指示・承諾・協議」

業務名			業務担当員		主任担当員	担当員
		署名				
受託者名			役職名		管理技術者	担当技術者等
協議年月日		年 月 日	署名			
	記載者	内 容				
協 議 事 項					
					
					
					
					
					
					
					
合 意 事 項					
					
					
					
					
					
					
					
協議簿最終取交し日		年 月 日	協議簿通し番号		No.	

(備考) 1 本表は2部作成(複写)し、各1部保管する。

(業務担当員氏名)

年 月 日

樣

受託者 住氏 所名

印

借 用
返 納

資料を下記のとおり 借用します。
返納

(注) 本表の提出部数は1部とする。

* 契約書第15条に基づく貸与品等については、本様式によらず、「北海道水産林務部測量調査設計等委託業務担当要領の運用(平成14年7月4日付け水林総第1098号)」で定める様式によるものとする。詳細については、業務担当員の指示によること。

(裏面)

お願い

このたび、当局が施行する〇〇工事のために必要な調査・測量を、次の日程で行いたくお知らせいたします。

つきましては、この工事の調査・測量にご協力をいただけますようお願い申し上げます。

また、調査・測量に伴い、あなたが所有されている土地に担当者を立ち入らせていただきたく、重ねてご協力をお願い申し上げます。

なお、この通知に関しまして、ご不審な点やご質問等がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

記

- 1 目的（調査名）

2 土地の所在地

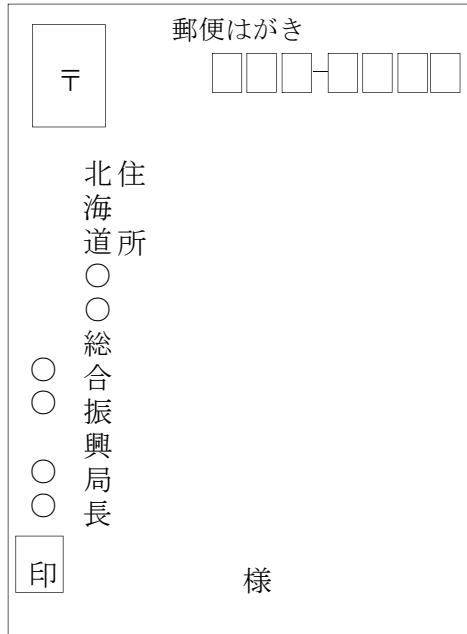
3 立ち入りの期間 自 年 月 日
 至 年 月 日

4 立入者 当局が委託をした測量会社名
 担当者名（職・氏名）
 TEL○○○-○○○-○○○○
 （内線○○○）

5 連絡先 当局の職員（職・氏名）
 TEL○○○-○○○-○○○○
 （内線○○○）

※業務内容により通知文例が実態に合わない場合は、適宜変更して使用すること。

(表面)



身分証明書交付願

年 月 日

(支出負擔行為担当者) 様

住 所
氏 名

印

業務番号
業務名

上記業務の実施に当たり、土地への立ち入りのため、森林法第49条（立入調査等）の規定に基づく身分証明書について、次のとおり交付願います。

記

注 1「所属」欄は、会社名及びその住所を記載すること。

2「作業期間」欄は、作業実施に必要な期間とする。

3 顔写真の提出については、別途協議による。

(記号) 第 号
年 月 日

(表面)

身 分 証 明 書

住 所

所 属 (会社名)

氏 名

(写真)

上記の者は、森林法第188条第2項の規定により、他人の森林に立ち入って測量又は調査ができる者であることを証明します。

事 業 名

作業地域

有効期間 自 年 月 日
 至 年 月 日

○○ (総合) 振興局長 印

(裏面)

【森林法抜粋】

(立入調査等)

第188条 (略)

- 2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入って、測量又は実地調査をさせることができる。
- 3 (略)
- 4 前2項及び第3項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定による立ち入り調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 6 国、都道府県又は市町村は、第2項又は第3項の規定による処分によって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

年　月　日

様

受注者住所

氏　　名

業務計画書の提出について

標記について、次のとおり業務計画書を立案しましたので提出します。

- 1 業務名
- 2 管理技術者氏名
- 3 照査技術者氏名（照査技術者の配置時）
- 4 業務概要
　　業務目的
　　調査箇所
　　内容
　　工期
- 5 実施方針
- 6 工程表
　　別紙様式6-1（作業実施計画表）
- 7 使用する主要機械
　　別紙様式6-2（主要機器）
- 8 業務組織計画
　　別紙様式6-3（作業の方法）
　　別紙様式6-4（作業編成）
　　別紙様式6-5（作業員名簿）
- 9 打合せ計画
　　第1回　　月　　日
　　第2回　　月　　日
　　第3回　　月　　日
- 10 連絡体制（緊急時を含む）
- 11 照査計画（照査技術者の配置時）
- 10 その他

作業実施計画表

主 要 機 器

作業別	機器の名称(仕様) 番号			数 量	備 考

作業の方法

作業編成

作業員名簿

年　月　日

様

受託者住所

氏　　名

部 分 使 用 承 諾 書

このことについて、次のとおり部分使用を承諾する。

1 業務名

2 部分使用承諾した成果品等

品　　名	単　位	数　　量	使　用　期　限

立会願書

年　月　日

(業務担当員)

様

(受託者名)

管理技術者 氏名

印

下記項目について、立会いをお願いします。

業務名	内 容	
項 目		
希 望 日 時	年 月 日 時	

年　月　日

上記の立会いについて、以下のとおり実施します。

業務担当員 主任担当員
担当員

印

印

実施日時	年　月　日　時から	実施者名	
------	-----------	------	--

(主旨)

本様式は、設計図書において受託者が業務担当員の立会いの必要がある場合に、業務担当員に提出するものである。

- 注 1 本様式は管理技術者が保管することとし、業務担当員はその写しを受け取ること。
2 立会いの内容については、打合せ簿にて明らかにすること。

段階確認願（第　　回）

年　月　日

(業務担当員)

様

(受託者名)
管理技術者 氏名

印

下記について、段階確認をお願いします。

記

段階確認の内容

業務名	実施希望日			年	月	日
業務	細目等	内 容	区点・測点等	呼 称	数量等	備 考

年　月　日

上記の段階確認について、以下のとおり実施します。

業務担当員

主任担当員

印

担当員

印

実施日時	年　月　日	時から	実施者名	
実施場所	<input type="checkbox"/> 作業現場	<input type="checkbox"/> 総合振興局等	<input type="checkbox"/> その他（実施場所）	
実施方法	<input type="checkbox"/> 臨場	<input type="checkbox"/> 机上	<input type="checkbox"/> 書面確認	
必要書類				
特記事項				

(主旨)

本様式は、受託者が段階確認を受ける必要がある場合に、業務担当員に提出するものである。

注 1 該当する□内にレ点を記入すること。

2 本様式は管理技術者が保管することとし、業務担当員はその写しを受け取ること。

3 段階確認の結果及び指示事項については、打合せ簿にて明らかにすること。

別紙1

再委託承諾願

年　月　日

(支出負担行為担当者) 様

住 所
(受託者)
氏 名

印

業 務 番 号 第 号

業 務 名

業 務 委 託 料 円

上記の委託業務の一部について、委託契約書第6条第3項の規定に基づき再委託したいので承知願います。

記

1 再委託者 住 所

商号又
は名称

2 再委託する業務
の範囲

3 再委託する理由
及び必要性

4 再委託金額 円

「特定外来生物の防除」の看板(記載例)

※看板の規格

- ・看板は白地とし、文字は黒色とする。
- ・記載の内容は下記を標準とする。

お知らせ

〇〇〇〇業務は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第18条第1項に基づき、北海道による防除を実施しています。

業 務 名 :
業 務 期 間 :
受 託 者 :
責 任 者 :
発 注 者 : 北海道(総合)振興局産業振興部〇〇課
〇〇森林室
電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
対象特定外来生物 :
連 絡 先 : 〇〇〇〇コンサルタント株式会社
電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

特定外来生物防除従事者証交付願

年 月 日

(支出負擔行為擔當者) 樣

所名
住氏

印

業務番号
業務名

上記業務の防除作業に下記の者を従事させますので従事者証について、次のとおり交付願います。

なお、当該作業が完了したときは、速やかに返納することを申し添えます。

記

1 防除作業期間 年 月 日から 年 月 日まで
2 特定外来生物の名称

- 注 1 「所属」欄は、会社名及びその住所を記載すること。
2 「作業期間」欄は、作業実施に必要な期間とする。
3 顔写真の提出については、別途協議による。
4 備考欄には従事する作業の名称を記載すること。

(表面)

第 号
特定外来生物防除従事者証

住 所
会 社 名
氏 名

上記の者は、特定外来生物の生態系等に係る被害の防
止に関する法律第18条第1項に基づく防除従事者であるこ
とを証明します。

(写真)

業 務 名
作 業 地 域
有 效 期 限 自 年 月 日
 至 年 月 日
交 付 日 年 月 日
交 付 者 印
特定外来生物の名称

注1 住所は会社の住所とする。

(裏面)

- 1 この従事者証は、防除作業に従事するときに携帯しなければならない。
- 2 この従事者証はその目的以外に使用してはならない。
- 3 所属を離れた場合において本証が無効となったときには、直ちに届け出ること。
- 4 この従事者証を紛失したり毀損したときは、速やかに届け出て、再交付を受けなければならない。
- 5 防除作業に従事しなくなったときは、速やかに本証を発行者に返還すること。
- 6 根拠確認書 平成27年3月26日付け環北地野許第1503261号

様式第6号 業務処理計画書の書式記載例（測量業務）

(元号) ○○年○○月○○日

○○（総合）振興局長 様

受注者住所 ○○市○○条○○丁目○番地
氏 名 ○○○○測量株式会社
代表取締役○○○○ 印

業務計画書の提出について

標記について、次のとおり業務計画書を立案しましたので提出します。

- 1 業務名 林道○○線 路線測量
- 2 管理技術者氏名 ○○ ○○
- 3 測量業務概要 業務目的 林道○○線○○工事に伴う路線測量調査
調査箇所 ○○市○○町字○○
内容 L=1,000m
工期 (元号)○○年○○月○○日～(元号)○○年○○月○○日
- 4 実施方針 ○○年度に○○○○○○が実施した3級基準点を与点とし、業務担当員の承諾を得た配点計画に基づき、トータルステーションにより地上測量による作業を実施する。また、配点に当たっては、後続作業を考慮し、なるべく将来とも基準点が残るように配点する。具体的な作業に当たっては、北海道公共測量作業規程及び測量調査設計業務等共通仕様書に基づきかつ業務担当員と打合せを行なながら測量業務を行う。
- 5 工程表 別紙
- 6 使用する主要機械 別紙
- 7 業務組織計画 別紙
- 8 打合せ計画 (予定)
第1回 ○月 ○日 (予定)
第2回 ○月 ○日 (予定)
第3回 ○月 ○日 (予定)
- 9 連絡体制（緊急時を含む） (別紙)
- 10 その他の (別紙)

様式第6-1号 作業実施工程表記載例

作業実施工程表

工程 作業別	工 程				備 考
	9月	10月	11月	12月	
標点定設置	5 12				
対空標識設置 (刺針)	8 12				
撮影	13 30				
現地調査		1 9			
空中三角測量		1 5			
図化		6 19			
地形補足測量		20 23			
編集		22 30			
現地補測		31 8			
原図作成			6 28		
成果検定			29	10	12月21日納品

様式第6-2号 主要機器記載例

主 要 機 器

作業別	機器の名称(仕様)番号	数量	備考
標定点設置	ワイルドT 2 (No.10125、10126)	2台	
	パッカード (00378、00379)	2台	
	自動レベル (測機舎B 2 No.21405)	1台	
対空標識設置	平板一式	2組	
撮影	エアロ コマンダー (880F J A5881)	1機	
	mm cm cm カメラRC-8 (No.1303、f=151.70、23×23)	1台	
現地調査	平板一式	4組	
空中三角測量	点刻器PUG I	1台	
	ステコメーターNo.11757	1台	
	電算機MELCOM910-30F	1台	
図化	ステレオ プロッターA8 No.4453、2068	2台	
地形補足測量	自動レベル (測機舎B 2 No.21405) 平板一式	1組	
現地補測	平板一式	2組	

様式第6－3号 作業の方法記載例

作 業 の 方 法

作 業 別	作 業 の 方 法 等
標 定 点 設 置	2級トランシット・光波測距儀を使用する多角測量方式で行う。計算は電子計算機を使用
対 空 標 識 設 置	標定点・既設基準点に化学合成板の標識を設置する。
撮 影	縮尺 1/6,000 カメラRC8
現 地 調 査	1/1,000 引伸し空中写真を使用
簡易水準測量	3級レベルを使用
空中三角測量	点刻器・ステレオコンパレーターを使用
図 化	ステレオプロッターA8メトログラフを使用
地形補足測量	標高点及び等高線の補足測量
編 集	図化素図を記号化し、編集素図を作成
現 地 補 測	重要な事項の表現の確認及び補足測量
原 図 作 成	ポリエスチルフィルム(500番)にトレースする。
社 内 檢 查	各工程ごとに実施し、精度管理表を作成
成 果 の 檢 定	地形図・空中写真の検定を受ける。

様式第6－4号 作業編成記載例

作 業 編 成

作 業 別	管理技術者及び 作業責任者等	業務等関係資格取得状況 登録番号及び登録年月日	測 量 の経験	年 齡	作業員数
(管理技術者)	○○○ ○	測量士No.21331 (S. 26. 10. 18)	33 年	55 歳	
標定点設置	○○ ○	測量士No.35770 (S. 33. 12. 2)	26	48	4
対空標識設置 (刺針)	〃	〃	〃	〃	2
撮 影	○ ○○○	測量士No.42544 (S. 38. 5. 26)	22	44	3
現 地 調 査	○ ○	測量士No.47-3540 (S. 47. 8. 10)	16	34	4
空中三角測量	○○○○	測量士No.46-1220 (S. 46. 10. 24)	14	36	2
図 化	〃	〃	〃	〃	4
地形補足測量	〃	測量士No.37-1150 (S. 47. 9. 15)	15	35	2
編 集	○ ○	測量士No.47-354 (S. 47. 8. 10)	13	34	4
現 地 補 測	〃	〃	〃	〃	2
原 図 作 成	○○ ○	測量士No.47-1451 (S. 47. 12. 10)	12	33	2

様式第6-5号 作業員名簿記載例

作 業 員 名 簿

作業別	氏 名	年齢	測量士(補)登録番号	作業別	氏 名	年齢	測量士(補)登録番号
標定点設置	○○○○	○○	No. ○○○○○	編集	○○○○	○○	No. ○○○○○
	○○○○	○○	No. ○○○○○		○○○○	○○	No. ○○○○○
	○○○○	○○	No. ○○○○○		○○ ○	○○	No. ○○○○○
	○○○○	○○	No. ○○○○○		○ ○○	○○	No. ○○○○○
設置対空標識	○○○○	○○	No. ○○○○○	現地補測	○○○○	○○	No. ○○○○○
	○○○○	○○	No. ○○○○○		○○○○	○○	No. ○○○○○
			No.				No.
撮影	○○○○	○○	No. ○○○○○	原図作成	○○○○	○○	No. ○○○○○
	○○○○	○○	No. ○○○○○		○○○○	○○	No. ○○○○○
	○○○○	○○	No. ○○○○○				No.
現地調査	○○○○	○○	No. ○○○○○				No.
	○○ ○	○○	No. ○○○○○				No.
	○○○○	○○	No. ○○○○○				No.
	○○○○	○○	No. ○○○○○				No.
設置空中三角	○○ ○	○○	No. ○○○○○				No.
	○ ○○	○○	No. ○○○○○				No.
			No.				No.
図化	○○○○	○○	No. ○○○○○				No.
	○○○○	○○	No. ○○○○○				No.
	○○○○	○○	No. ○○○○○				No.
	○○○○	○○	No. ○○○○○				No.
測量地形補足	○○○○	○○	No. ○○○○○				No.
	○○○○	○○	No. ○○○○○				No.
			No.				No.

第2章 作図

2-1 一般事項

- (1) 測量調査結果を作図に取りまとめるには、各業務の各章に定める以外は、本作図様式によるものとする。
- (2) 平面図の図式は、「規程」付録7「公共測量標準図式」並びに2-3-2平面図、2-4-3様式及び表示によるものとするが、応用測量で特記がある場合はそれによるものとする。

2-2 作図様式等

- (1) 図面に表示する寸法単位は、mmとする。これ以外については単位を記入するものとする。鋼材JISは、国際単位系(SI)とする。
- (2) 使用する用紙は各業務の各章に定める作図仕様の用紙を使用するものとする。
- (3) 作図の様式については2-3-6、2-4-3により作成するものとする。

2-3 林道部門

2-3-1 素図

- (1) 素図は実測値及び平板原図を基に作図するものとする。
 - (2) 記載する事項は次のとおりとする。
 - ① 起点は原則として図に向かって左側
 - ② I P、起終点、既設境界標(区域指定標などを含む)、方位
 - ③ 中心線の測点番号
 - ④ 境界線境界標番号
 - ⑤ 屈曲部における曲線の起終点、半径、交点の位置、番号、曲線の切線長等
 - ⑥ 筆境、地番、所有者名(公共用地にあっては所属名)
 - ⑦ 行政区画名及びその境界並びに字名
 - ⑧ 地形(等高線を含む)地物並びに工作物(建物を含む)
 - ⑨ 交差する鉄道、道路、軌道の名称
 - ⑩ 河川、池沼、水路等の名称及び水流方向
 - ⑪ 水準点の位置及び番号、標高
 - ⑫ 支障物件(家屋・電柱・地下埋設物・牧柵等)の位置・形状
- ただし、「⑥」にあっては資料等から判明した部分のみでよいものとする。

2-3-2 平面図

- (1) 平面図における標題は2-3-6によるものとする。
- (2) 表示記号は「規程」付録7「公共測量標準図式」によるものとする。
- (3) 記載する事項は2-3-1素図によるものとし等高線は、縦・横断面図と符号させるものとする。
- (4) 等高線間隔は次の表を基準とする。
等高線は5m又は10mごとに太線で表示し、その中間に標高を併記するものとする。

種 別	平 地	山 地	摘 要
林道全体計画調査	5	2	図上と変更がある部分
〃概測線測量	5	2	
〃工事測量	2	1	
〃改良等測量	2	1	舗装工事の場合は省略

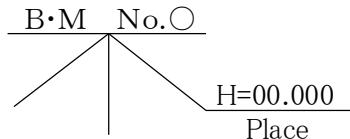
(注)縮尺1/1,000の場合

- (5) 保安林の指定区域内にあっては、特に代替施設等を含めてその計画内容が判断できるように図示するものとする。

2-3-3 縦断面図

縦断面図に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 適加距離測点、地盤高、こう配、施工基面高、切取高、盛土高、曲線、縦断曲線
- (2) 排水施設、橋梁、その他主要構造物の位置、延長等
- (3) 鉄道、軌道、道路との交差の位置及び高さ等
- (4) B・M (ベンチマーク)



- (5) 地盤線は細線、計画線は太線で表示。

2-3-4 横断面図

- (1) 河川及び河川沿いの横断面図には次の水位を入れるものとする。

- ① H. W. L計画高水位
- ② L. W. L平均低水位
- ③ D. H. W. L災害水位、年月日(災害復旧工事関係図のみ)

- (2) 横断面の視方位は、次によるのを原則とする。

- ①道路

起点から終点方向を見る。

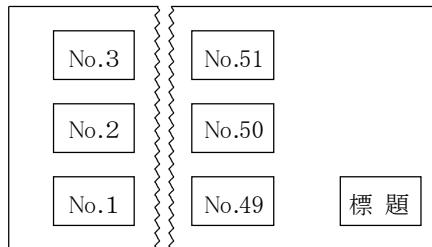
- ②取付道路

起点から終点方向を見る。

- ③河川の堤防、護岸等

上流から下流方向を見る。

- (3) 横断図の配置は原則として次の図に準ずるものとする。



(4) 横断図の地盤線、中心線は細線、計画線は太線で表示するとともに測点ごとに切取高又は盛土高、断面積(岩盤切取にあっては岩質ごとの内訳)切取又は盛土ののり長等を表示するものとする。

2-3-5 図面の縮尺

図面の縮尺は標準として次のとおりとする。

(1) 位置図

1/50,000(市町村管内図又は国土地理院地形図)

(2) 定規図

① 土工標準図 1/100～1/50

② 作工物構造図 1/50～1/20

③ その他 適宜

(3) 平面図 1/1,000

(4) 縦断面図 横1/1,000 縦1/200

(5) 横断面図 1/100～1/200

(6) 橋梁工図

① 一般図 1/100～1/30

② 詳細図 1/20～1/10

③ 床掘計算図 1/100

(7) 擁壁工図

① 一般図 1/100

② 詳細図 1/50

③ 床掘計算図 1/100

(8) 排水工図

① 一般図 1/100

② 詳細図 1/20～1/50

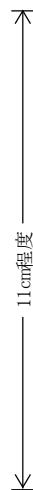
2-3-6 様式及び表示

(1) 図面の標題

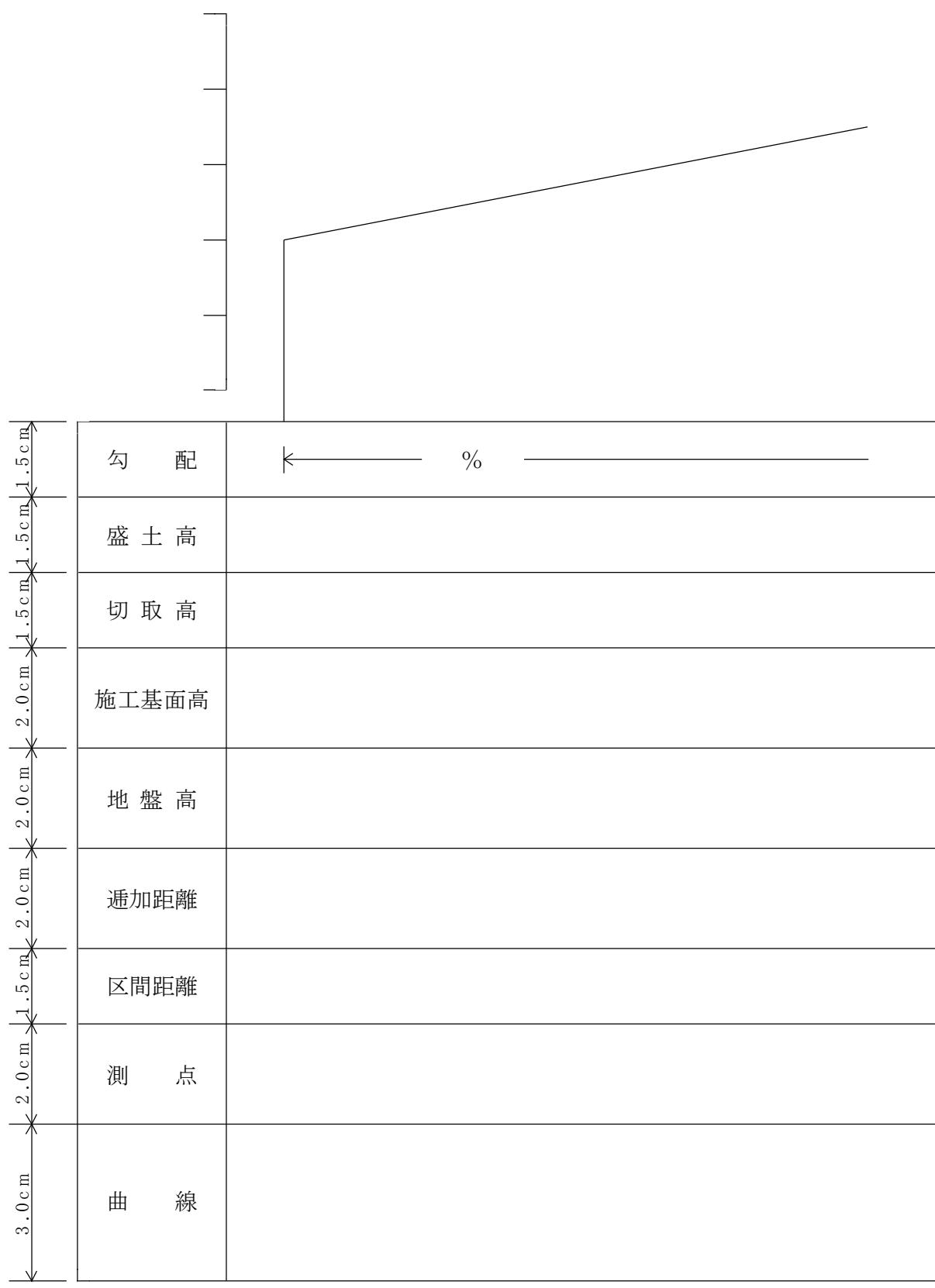
年 度	(元号) 年度			
路 線 名	線			
事 業 名	事業			
林道区分		級別区分	級	設計速度 km/h
名 称	図 葉中 番			
施 工 地	北海道	郡 市	町 村	番
施 行 主 体				
図面番号	/	縮 尺		
受託会社名				

(注) 配置は右下を原則とする。

← 11cm程度 →



(2) 縦断面図（路線測量）



(注) 適加距離は林道起点を0mとして記入する。

(3) 略符号

名 称	略 記 号	名 称	略 記 号
中 心 線	C	土質区分の土砂	S
起 点	B. P	土質区分の岩石	R
終 点	E. P	水 準 基 標	B. M
測 点	S. P	縦 断 基 線	D. L
区 間 距 離	D	前 視	F. S
延 長	L	後 視	B. S
破 鎖	B. R. C	器 械 高	I. H
交 点	I. P	移 器 点	T. P
交 角	I. A	地 盤 高	G. H
内 角	A	施 工 基 面 高	F. H
曲 線 半 径	R	施 工 基 面	F. L
接 線 長	T. L	勾 配	G
正 割 長	S. L	勾 配 差	i
曲 線 長	C. L	縦 断 曲 線	V. C
曲 線 始 点	B. C	縦断曲線の昇落度	γ
曲 線 中 点	M. C	縮 尺	S
曲 線 終 点	E. C	勾配変移点の基準高	H
曲 線	C	勾配変移点間距離	L
複合曲線接続点	P. C. C	径	ϕ
背向曲線接続点	P. R. C	長 さ	l
切 高	C. H	幅	b
盛 高	B. H	厚 さ	t
切 土 面 積	C. A	重 量	W
盛 土 面 積	B. A	高 水 位	H. W. L
切 土 量	C. V	平 均 水 位	M. W. L
盛 土 量	B. V	低 水 位	L. W. L

(注) 略記号中の区切り点は省略することができる。

(4) 線の区分

- ① 切盛計画線 太実線
- ② 構造物の実体線 中 線
- ③ 現地形線 細実線
- ④ 岩盤線 細点線
- ⑤ 寸法線及び寸法補助線 細実線
- ⑥ 見えない部分の構造を示す線 中破線
- ⑦ 中心線及び切断線 細一点鎖線

(5) 土質の表示

土質の表示記号は、「ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案)

- ・同解説（平成27年6月一般財団法人全国地質調査業協会連合会、社会基盤情報標準化委員会）」を参考に作図し、余白に凡例を記入するものとする。

2-4 治山部門

2-4-1 各図面の作図

各図面の作図は、次以降に掲げる項目以外は、2-3林道部門に準ずるものとする。

2-4-2 図面の縮尺

- (1) 図面の縮尺は、次のとおりとし特別なものについては別途指示するものとする。
- ① 平面図……………1/1000を標準とし、必要に応じ1/200～1/500又は1/2000とする。
 - ② 縦断面図…………水平縮尺は平面図と同一とし、垂直面には渓床こう配が1/10までは水平縮尺の5倍、1/10を越える場合は2倍を標準とする。
 - ③ 山腹平面図………1/100～1/500
 - ④ 山腹縦断図………水平縮尺は山腹平面図と同一とし、垂直は原則として、水平縮尺と同一とする。
 - ⑤ 構造図……………1/100とし、特に必要な場合は1/10～1/50又は1/200とする。

2-4-3 様式及び表示

- (1) 図面の標題

年 度	年 度		
図 面 名			
施 行 地			
工 事 名			
事業所名			
図面番号	/	縮 尺	
設 計 者		照査技術者	
管理技術者		製 図 者	
測 量 者		作成年月日	
受託会社名			

(注)配置は右下を原則とする。

10cm程度

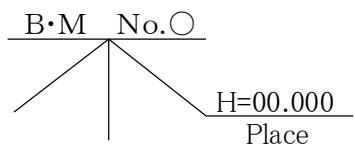
- (2) 線の区分

次によるものとする。

- ① 構造物の実体線 太 実 線
- ② 土 砂 線 太二点鎖線
- ③ 岩 盤 線 太一点鎖線
- ④ 構造物の区画線 太 破 線
- ⑤ 床掘区画線 点 線
- ⑥ 寸法線、寸法補助線 細 実 線
- ⑦ 寸法引出線 細 破 線
- ⑧ 見えない部分 中 破 線
- ⑨ 中心線、切断線 細一点破線
- ⑩ そ の 他 適 宜

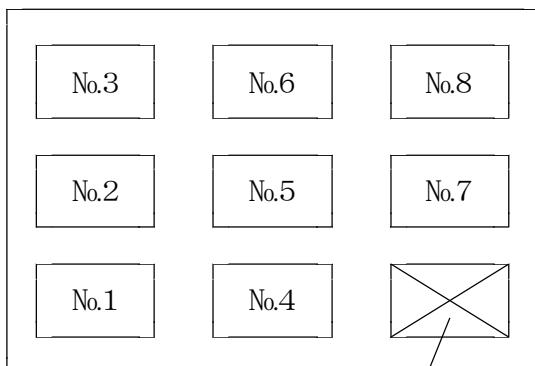
(3) ベンチマーク (B・M)

縦断面図および谷止工類には次のように必ずB・Mを表示するものとする。

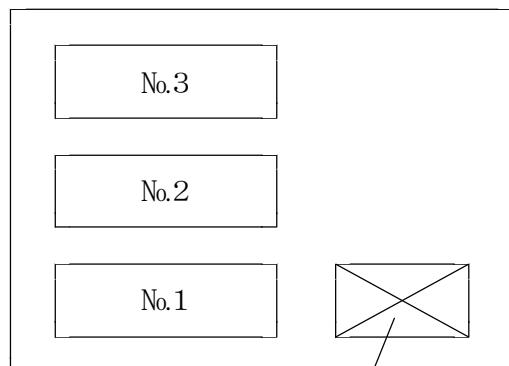


(4) 断面図の配置

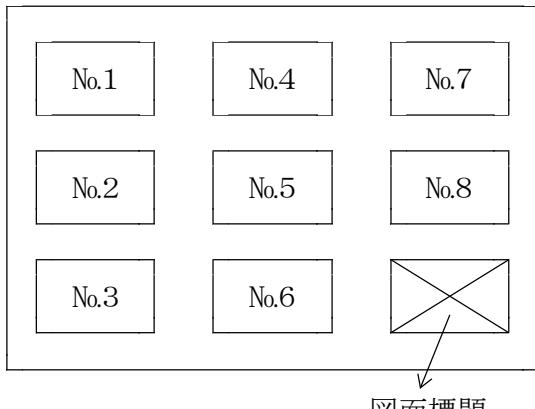
- ① 護岸工等は、上流から下流方向へ順次断面図を作成するものとする。
- ② 土留工等は、起点から終点方向へ順次断面図を作成するものとする。
- ③ 仮設道等は、起点から終点方向へ順次断面図を作成するものとする。
- ④ 断面図の配置は次の図に準ずるものとする。



仮設道 (A)

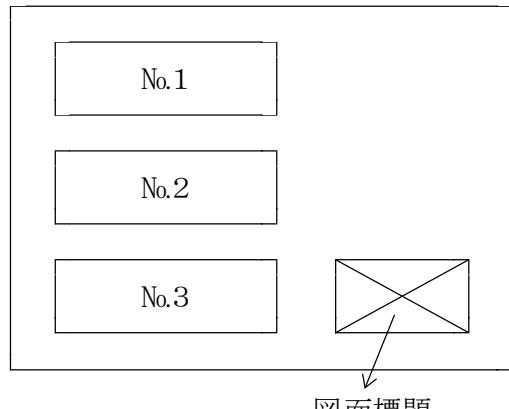


仮設道 (B)



図面標題

治山工作物 (A)



図面標題

治山工作物 (B)

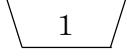
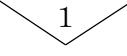
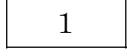
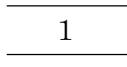
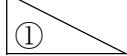
(5) 平面図の表示

平面図に表示する工種及び地況等は、III測量業務3-5-1平面図作成及び次によるものとする。

- ① 工種の分類表示…… 別表1による。
- ② 地況の表示………… 別表2による。

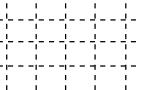
別表1

工種の分類表

工種	種別	凡例	種別番号	呼称単位	備考
えん堤工	練 積 空 積 混 合 積 玉石コンクリート コンクリート 鉄筋コンクリート 蛇 筐 土 木 枠 鋼		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	個 (m ³) 〃 〃 〃 〃 〃 〃 個 (ton) m ³	左の種別以外のものは追番号とする。(以下の工種において同じ。) 躯体の鋼材をton、コンクリートをm ³ で標示する。
床 固 工					種別・種別番号及び呼称単位は、えん堤工の場合と同じ。
谷 止 工					同 上
護 岸 工				(m ²)	同 上
帶 工				個 (m ³)	同 上
三面張流路工				(m)	同 上
防 潮 工					同 上
根 固 工	コンクリート 玉石コンクリート 方 格 枠 木 枠 練 積 空 積 蛇 筐 ブロック		1 2 3 4 5 6 7 8		同上(種別番号を除く。)
水 制 工					同上(種別番号を除く。)

工種	種別	凡例	種別番号	呼称単位	備考
土留工	練石 空積 玉石コンクリート コンクリート 丸太 蛇籠 鉄筋コンクリート 方格枠 鋼		1 2 3 4 5 6 7 8 9	m(m ²) 〃 m(m ³) 〃 m(m ²) 〃 m(m ³) 〃 m(ton)	
埋設工		①			種別・種別番号及び呼称単位は、土留工の場合と同じ。
水路工	練張 空張 コンクリート 半円コンクリート管 張芝 編柵 掘割 蛇籠 鋼	①	1 2 3 4 5 6 7 8 9	m(m ²) 〃 〃 〃 〃 〃 m m 〃	
暗渠工	礫 粗朶 蛇籠 土管 コンクリート管 木 ボーリング	①	I II III IV V VI ▷-----	m 〃 〃 〃 〃 〃 〃	
張工	空張 練張 コンクリート張	①	1 2 3	m ² 〃 〃	
アンカーア工		••••		m	単位は受圧板延長
法枠工				m ²	
吹付工	モルタル コンクリート	▨▨▨▨	1 2	m ² 〃	

工種	種別	凡例	種別番号	呼称単位	備考
ずい道工	鋼 木 コンクリート		1 2 3	m 〃 〃	
集水井工	鋼 コンクリート		1 2	m 〃	
積苗工	二枚 四枚 五枚 植生盤 段 プラスチック 鋼	-----③-----	1 2 3 4 5 6 7	m 〃 〃 〃 〃 〃 〃	
柵工	木 編柵 板 プラスチック 鋼	++++①++++	1 2 3 4 5	m 〃 〃 〃 〃	
筋工	石 萱 芝 わら 粗朶 植生盤 丸太	-----①-----	1 2 3 4 5 6 7	m 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	
伏工	わら 萱 筐 しだ 網 むしろ 芝 植生盤	<u>X①X</u>	1 2 3 4 5 6 7 8	m(m ²) 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	

工種	種別	凡例	種別番号	呼称単位	備考
実播工	実播 斜面混播 吹付	---	1 2 3	m m^2 〃	
航空実播工				m^2	
杭打工	丸太 コンクリートパイル 钢管	①	1 2 3	本 〃 〃	
階段工	切取 コンクリート 練積 空積	—④—	1 2 3 4	m 〃 〃 〃	
土塁工				m	
堆砂工	萱ず よしず 竹ず 粗朶 竹 鋼	○—①—○	1 2 3 4 5 6	m 〃 〃 〃 〃 〃	
防風工		○—①—○			種別・種別番号及び呼称単位は、堆砂工の場合と同じ。
静砂工	堆砂工に同じ わら 萱		1～5 6 7	m 〃 〃	
植栽工	樹種名	♀		ha (本)	
法切工		△		m^3	
改植		改		ha	
補植		補		ha	
自然林造成		造		ha	
自然林改良	A	改 A		〃	
自然林改良	B	改 B		〃	
保育		育		ha	

別表2

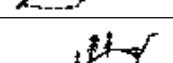
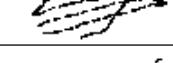
地況の表示

凡 例	種 別	凡 例	種 別
	崩 壊 地 (周囲測量済みのもの)		引 張 亀 裂
	崩 壊 地 (上記以外のもの)		圧 縮 亀 裂
	崩壊地内の岩露出ある いは施工可能部分		開 口 亀 裂
	山 腹 き 裂		閉 塞 亀 裂
	岩 の 崖 (施工対象外)		湧 水
	土・硬 土 の 崖 (施工対象外)		旧亀裂及傾斜変換部
	流土・表面浸食		立 木 の 傾 倒
	安定している溪流		地すべりブロック及びすべり方向
	溪岸(横)浸食を受けた 溪流		断 層 (弱線部)
	溪岸(縦)浸食を受けた 溪流		雨 裂 (大 小)
	堆積している土石		壁 岸
	崩 壊 土 、 錐		露 岩
	岩 露 出 及び 滝		散 岩
	お う 地		崩 土

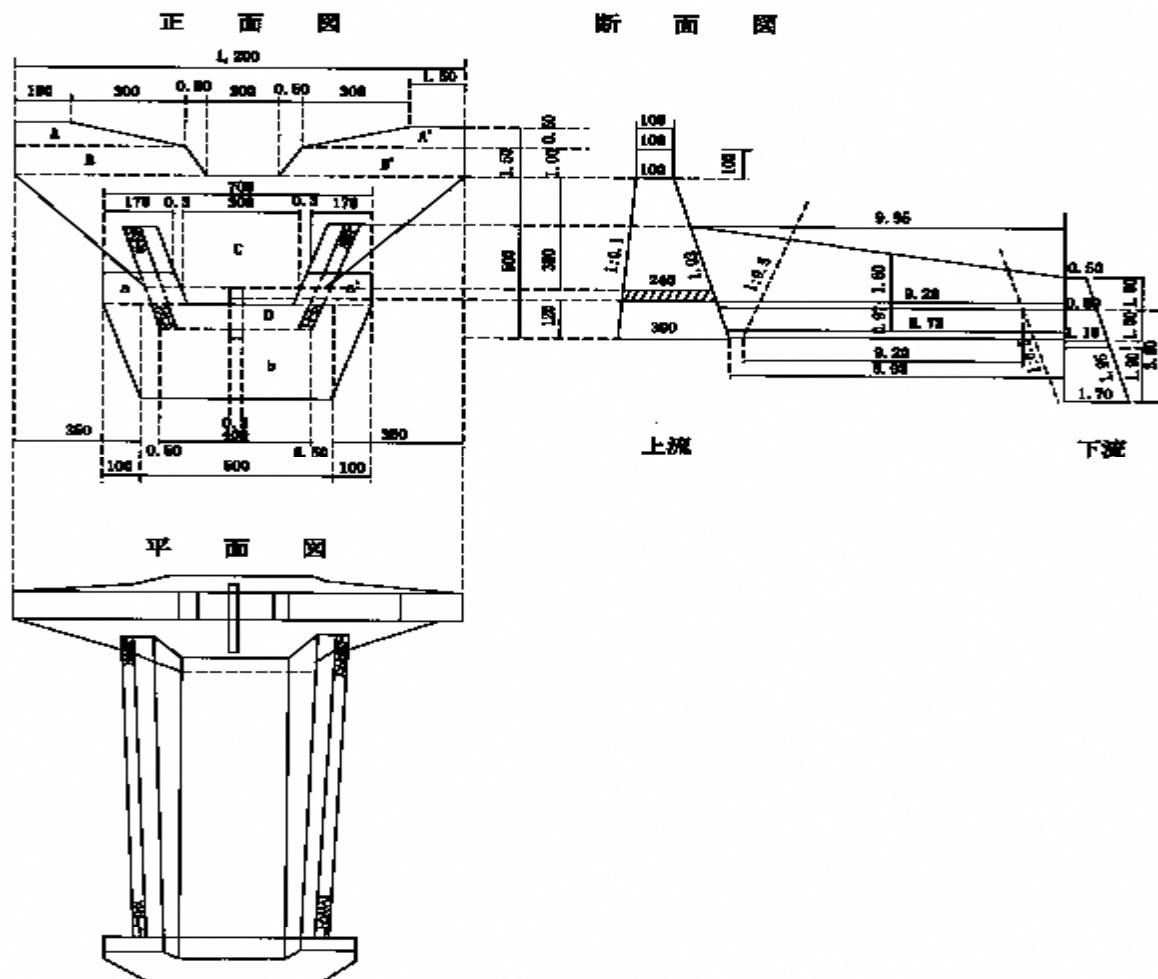
(6) 縦断面図の表示

縦断面図に表示する地況等は、5-4-2縦断面図の作成及び次の地況の表示によるものとする。

地況の表示

凡 例	種 別	凡 例	種 別
	土 石 碾 の 堆 積		地 す べ り 面
	地 山 (土石碾のとき)		推 定 す べ り 面
	岩 盤		陷 没 地 及び 滯水 (湧水)
	溪岸 (横) 浸食のある ところ		地 下 水 位
	溪岸 (縦) 浸食のある ところ		断 層
	崩 積 土 及び 崖 锥		

(7) 谷止工類の表示（例）（構造図の場合）



(8) 地すべり調査等の平面図表示

地すべり調査に関する試験・調査等の図面表示は、次表によるものとする。

種別	凡例	単位
傾斜計	設置	所 月
	観測	
地表移動調査	移動杭設置	点 回
	測定	
間隙水圧観測	設置	所 〃
	観測	
電気検層	--○--	m
土質試験	土の粒度試験	A1204
	土の圧密試験	A1217
	一軸圧縮試験	A1216
	一面せん断試験	〃
	三軸圧密試験	C U
斜面安定解析	▶—○	〃
総合解析	B	〃
	D	〃
	F	〃
集水井工設計	φ = 3,000 上	○
ずい道暗渠工設計	ライナープレート	△---
基礎工設計(ダム)	長くい	▽ □
鋼管ぐい工設計		⊥ ⊥ ⊥ ⊥
アンカー工設計	ロック・アース	—○—
ウエルポイント設計		〃
排土工設計	V = 500m ³ 以下	○
	V = 500m ³ 以上	
地下水しゃ断工設計		III III
大規模暗渠工設計		
魚道工設計	H = 1.5 m 以下	田
地形図作成	実測による	ha
	航空写真による	
集水井工	φ = 3,500	○
	φ = 3,000	
鋼管ぐい工	φ = 318	⊥ ⊥ ⊥ ⊥
アースアンカー工		—○—
大規模暗渠工	H = 3 ~ 4 m	
	H = 4 ~ 5 m	
ボーリング	排水 φ = 66	-----▷
	排水 φ = 116	

種別		凡例	単位
地形地質調査		□―――	ha
調査測線設定	主測線	―――	m
弾性波探査	24成分	○ ^{EW} ――○	〃
垂直電気探査	50m間隔	○ ^{EV} ――○	〃
水平電気探査	10m間隔	○ ^{EH} ――○	〃
温度探査	5m間隔	――――	〃
浅層反射探査	10m間隔	○――○	〃
調査ボーリング	オールコア	BV φ m/m	〃
オーガーボーリング		④	〃
ベーン試験		Ⓐ	回
標準貫入試験		Ⓑ	〃
サウンディング	スウェーデン式	Ⓢ	m
オランダ式貫入試験	(10t)	⑤	〃
	(2t)		〃
土質試験用試料採取	シンウォール	シンウォール	〃
	デニソン式	デニソン	〃
歪計設置	(1方向)	○	孔
	(2方向)		〃
歪計測定			月・孔
水位計設置	自記水位計	-○-	所
水位観測			月・孔
触針式水位計	携帯用	-○-	〃
雨量計設置		■	所
雨量観測			月
揚水試験	測定 (A)	Ⓐ	件
	測定 (B)	Ⓑ	〃
	簡易揚水測定	Ⓑ	回
地下水検層		Ⓐ	孔
自然放射能探査		---Ⓑ---	m
水質分析	10成分	Ⓐ	個
地下水追跡調査		○← ^{NaCl}	件
伸縮計	設置	□――○	所
	観測		月
簡易伸縮計	設置	□(簡易)――○	所
	簡易観測		月
調査ボーリング	ノンコア	○	m
孔内傾斜計	設置	○	所
	測定		月

(注) 土質調査による場合の表示記号は、II 地質・土質調査業務共通仕様書2-7-2

表示記号によるものとする。

第3章 数量計算

3-1 一般事項

業務等に係る数量計算及びこれに係る様式は業務担当員の指示によるもののほか、本共通仕様書によって行うものとする。

3-2 数量計算方法の基準

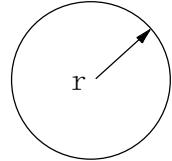
(1) 数量計算

- ① 数量の単位は、計量法によるものとする。
- ② 構造物の計算に用いる円周率、法長係数、三角関数及び弧度は小数点以下4位四捨五入3位止めとする。
- ③ 数式の計差方法は、わかりやすいように順序をおって記載するものとする。
- ④ 数式の計算結果は、一般式毎に小数点以下3位四捨五入2位止めとする。
- ⑤ 数量の単位は、3-4 数量単位 によるものとし、表にないものは次のとおりとする。
 - (ア) 長さ(m) 小数点以下2位四捨五入1位止め。
 - (イ) 面積(ha, m²) " "
 - (ウ) 体積(m³) " "(木材については小数点以下4位四捨五入3位止め)
 - (エ) 質量(ton, kg) 小数点以下2位四捨五入1位止め。
 - (オ) 人、束、本、枚数 " "

⑥ 数量の計算式

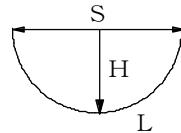
(ア) 長さ (L)

⑦ 円 周



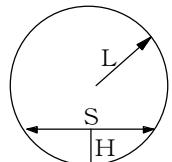
$$L = 2\pi r$$

⑧ 欠円弧長



$$L = S + \frac{8H^2}{3S}$$

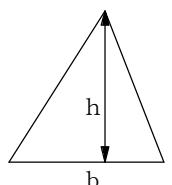
⑨ 半 径



$$L = \sqrt{S^2 + 4H^2} / 8H$$

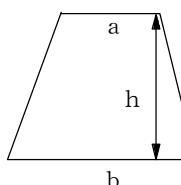
(イ) 面積 (A)

⑩ 三 角 形



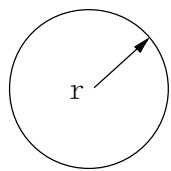
$$A = \frac{1}{2} bh$$

⑪ 台 形



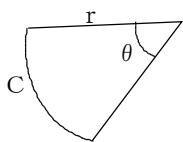
$$A = \frac{1}{2} bh(a+b)$$

④ 円



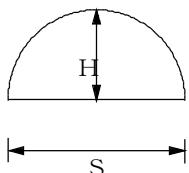
$$A = \pi r^2$$

⑤ 扇形



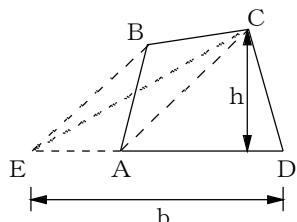
$$A = \frac{1}{2} Cr = 0.00872 \theta r^2 = \pi r^2 \frac{\theta}{360}$$

⑥ 欠円



$$L = \frac{2H^3}{3S} + \frac{2SH}{3}$$

⑦ 三斜誘致法

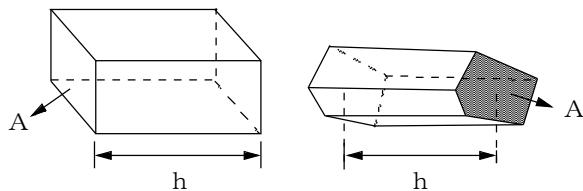


$$A = \frac{1}{2} bh$$

ただし $\square ABCD = \triangle CDE$

(4) 体積 (V)

⑧ 立方体及び柱体

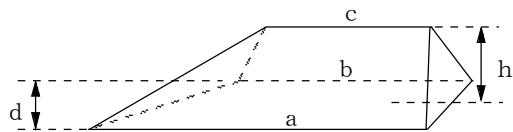


$$V = Ah$$

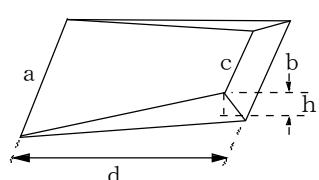
ただし $A = \text{断面積}$

$h = \text{両面間の距離}$

⑨ 楔形

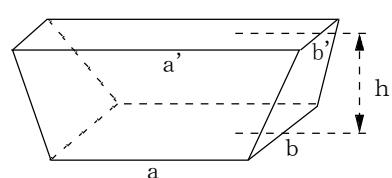


$$V = \frac{1}{2} dh (a+b+c)$$



a, b及びcは、それぞれ平行する三辺、hはab面に対するc線の高さ、dは、ab線の距離

⑩ ダム形 (矩形の二面が平行した六面体)



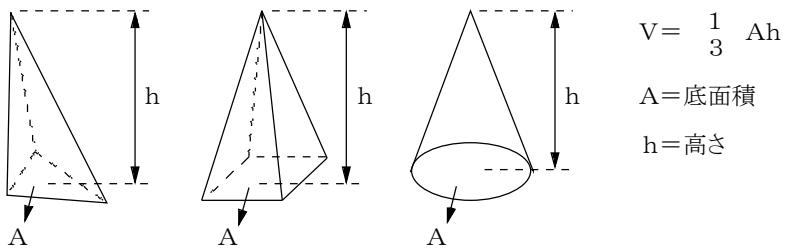
$$V = \frac{h}{6} \{ (2a+a') \times b + (a+2a') \times b' \}$$

又は

$$V = \frac{h}{6} \{ ab + (a+a')(b+b') + a'b' \}$$

ただし、h=平行な二面間の距離

② 錐 体

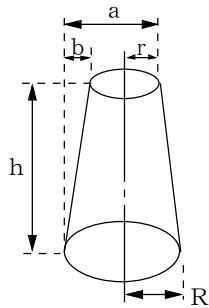


$$V = \frac{1}{3} Ah$$

A =底面積

h =高さ

③ 截頭円錐

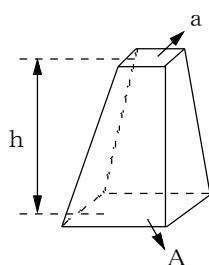


$$V = \frac{1}{3} \pi h (R^2 + Rr + r^2)$$

又は

$$V = \frac{1}{4} \pi h (a^2 + \frac{1}{3} b^2)$$

④ 截頭錐体



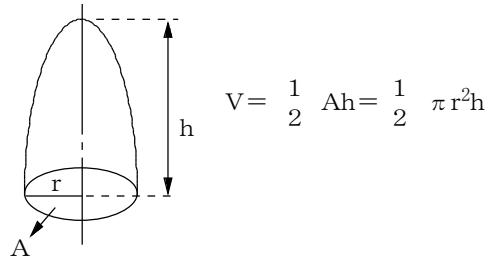
$$V = \frac{h}{3} (A + \sqrt{Aa} + a)$$

A =下断面積

a =上断面積

h =高さ

⑤ 放物線體



$$V = \frac{1}{2} Ah = \frac{1}{2} \pi r^2 h$$

(イ) プラニメーターで面積を計算するときは、3回算出した面積を平均するものとする。

(オ) 数量計算は、計算式のほか、図上計算、又は実物測定によることができるものとする。ただし、この場合は、縮尺記入の構造図及び実測図を設計書に添付するものとする。

3-3 数量計算の応用

3-3-1 土量

(1) 切土(切取)、盛土

① 土量計算は数学公式によるほか、両断面積の平均数量に距離を乗じる平均断面法によるものとする。

② 道路土工曲線部において、IA90°以上でかつ半径20m未満の土量計算に当たっては、両断面の距離の修正を行うものとする。

$$\text{修正距離 (L)} = \ell \left(\frac{R \pm d}{R} \right)$$

ただし

R : 曲線半径 (m)

ℓ : 中心線距離 (m)

断面積の重心が中心線より曲線の内側の場合は(-d)、外側の場合は(+d)とする。

(2) 床堀(道路土工)

① 構造物の床堀は、床堀線が地盤線と交わる最低点を基とし、この点の水位から上部は切取、下部を床堀とする。ただし、機械掘削の場合はこの区別を行わないものとする。

② 路側施設としての山留コンクリート及びブロック積擁壁の場合は、裏込部分までを路線本線の切土として計算するものとする。

③ 基礎礫の床堀は余掘を見込まないものとする。

④ 陸上、水中の区分は、河川に近接しているときは、ローウォーターラインを、河川から離れているときは地下水位を基準として区分するものとする。

(3) 法切(治山事業)

① 複雑な場合

矩形柱体法又は三角柱体法によるものとする。

② 簡単な場合

平均断面法によるものとする。

3-3-2 型枠

型枠面積は必要実面積とする。また、水抜、伸縮目地等の捨型枠も必要に応じて算出するものとする。

3-3-3 足場工及び支保工

(1) 足場工

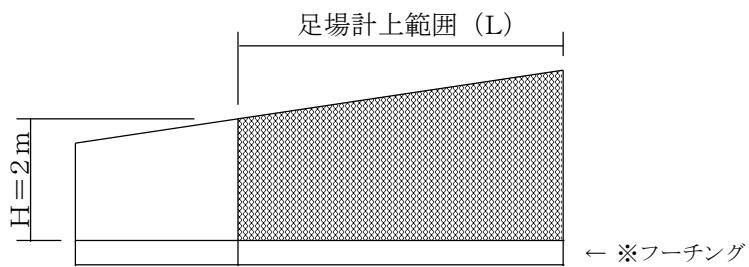
数量の算出は次によるものとする。

① コンクリート擁壁工(土留工)、ブロック積工等

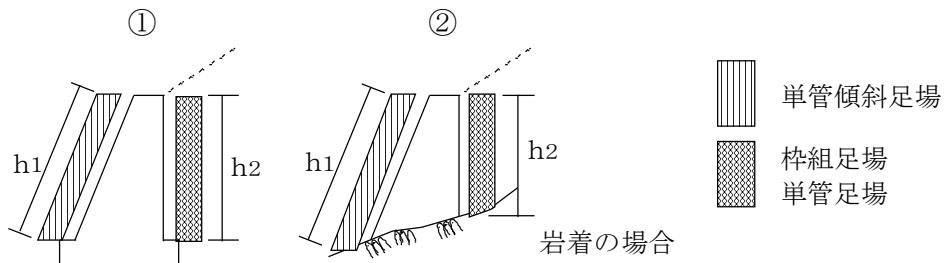
(ア) (直高2m以上の区間の平均高) × 延長(L)

(イ) 足場設置に1分以上の傾斜がある場合は、斜面積とする。

(ウ) 足場工の計上範囲は下図によるものとする。



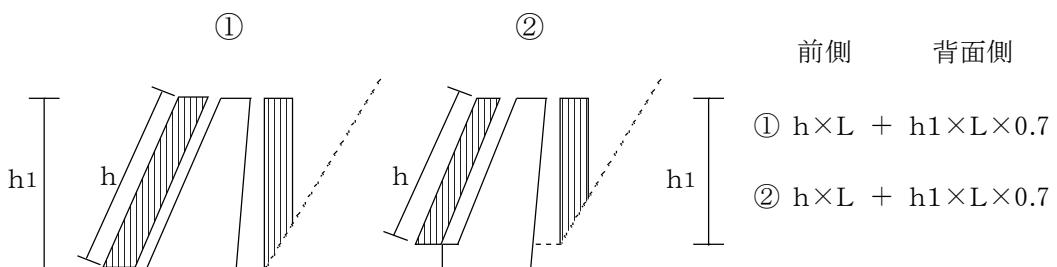
⑦ 盛土部擁壁



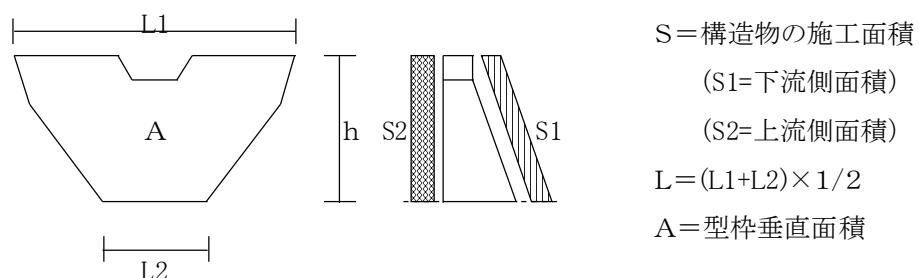
$$h_1 \times L + h_2 \times L$$

$$h_1 \times L + h_2 \times L$$

① 切土部擁壁



② 治山ダム



・高さ(h) 2m未満は、原則として計上しない。

・ $A \div L \geq 2.0\text{m}$ 、 $h \geq 2.0\text{m}$ の2つの条件を満たすときは足場損料を計上する。

(2) 支保工

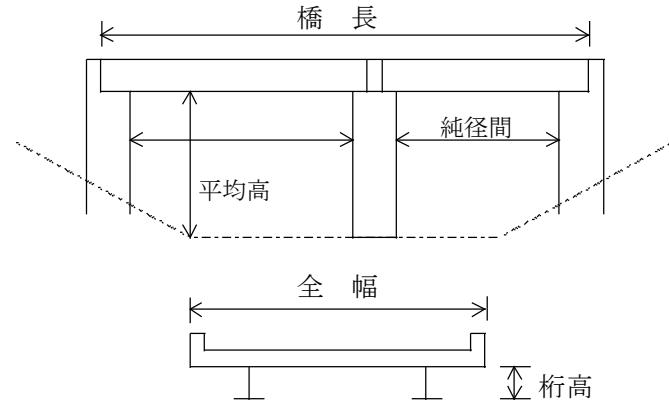
支保工空体積は、構造物内法の最大平均幅に平均高を乗じ、さらに平均長を乗じて算出するものとする。

① コンクリート床版橋、T桁橋

$$\text{純径間の合計} = \left(\sum_{1}^n \cdot \ell \right) \times \text{全幅 (w)} \times \text{平均高 (h)}$$

② 鋼床版

$$\text{橋長} \times \text{桁高} \times \frac{1}{2} \quad (\text{橋梁総幅員} \div \text{桁間隔})$$



3-3-4 その他

(1) 水替日数

ダム型の算出方法

水没コンクリート量を算出して、次式により日数を求めるものとする。

$$Y = 0.147 X + 5 \quad Y : \text{水替日数}$$

X : 水没コンクリート量

(2) 間詰コンクリートの計算法

① 平均断面

$$S = h / 2 \{ 4B + h(n+m) \}$$

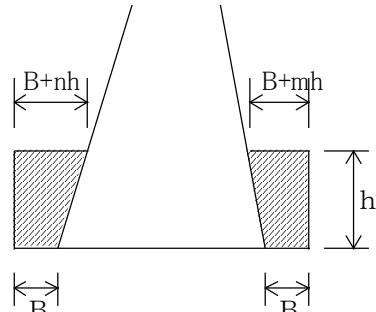
② 間詰量

$$V = h / 2 \{ 4B + h(n+m) \} L$$

h : 間詰、平均深さ

L : 間詰延長

B : 余掘幅



③ 岩盤線ギリギリまで間詰は計上しないものとする。

④ 土砂と岩盤がでる場合、土砂の厚さが平均50cm以上ある場合は、ブロック等による袖かくしとする。その場合、下の岩盤のコンクリート間詰は計上しないものとする。

(3) 埋め戻し土量の計算法

$$V = h / 2 \{ 4B + h(n+m + \text{床掘法} \times 2) \} L$$

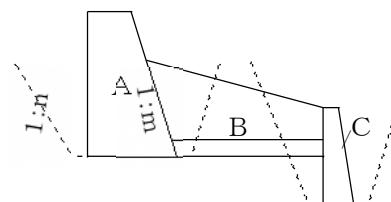
(4) 本堤、水叩き、側壁垂直壁等は、相互に複雑な部分があるので、次のように区分して計算する。

① 本堤(A)の掘削計算をする。

② 垂直壁(C)の掘削計算をする。

③ 残部の掘削を水叩き(B)として計算する。

(水叩きのない場合は、側壁部として計算する。)



3-3-5 数量計算の控除

- ① 鉄筋コンクリート中の鉄筋は控除しない
- ② 基礎コンクリート中の杭頭は控除しない
- ③ 鋼材中の鉛孔、隅欠き等は控除しない
- ④ コンクリート構造物の面取りは控除しない
- ⑤ コンクリート構造物の伸縮継目の間隔は控除しない
- ⑥ コンクリート構造物の内径30cm未満の水抜孔等は、コンクリート数量から控除しない
- ⑦ コンクリート構造物の0.5m²以下の水抜孔等は型枠数量から控除しないことができる
- ⑧ ブロック積、石積等の水抜きは控除しない
- ⑨ 基礎栗石中の杭、胴木の立積等は控除しない
- ⑩ 盛土の余盛りは、盛土数量に加えない
- ⑪ 盛土量には、構造物の体積を含まない。ただし、1個の体積が3m³以下の構造物は盛土量に含むことができる。(林道及び保安林管理道・管理車道)
- ⑫ 内径30cm以下の管類等は、盛土量又は法面積より控除しないことができる。(林道及び保安林管理道・管理車道)
- ⑬ 斜面溝の容積は、土量に算入することができる。(林道及び保安林管理道・管理車道)
- ⑭ その他体積、又は面積が全体数量から見て僅少と認められるもの。

3-4 数量単位

主要項目の数値基準等は下表によるものとする。

工種種目	細別	単位	表示単位	集計単位	計算因子 高さ、幅、延長等
土工	切土	m ³	単位止	単位以下1位止	単位以下1位止
	盛土	"	"	"	"
	床掘	"	"	"	"
ダム工、土留工、擁壁工	コンクリート	m ³	単位以下1位止	単位以下2位止	単位以下2位止
	ブロック	m ²	"	"	"
	石積	"	"	"	"
	張石	"	"	"	"
	鋼製枠	t	単位以下2位止	単位以下2位止	単位以下3位止
	L型プレキャスト	m	単位止	単位以下1位止	単位以下1位止
	フトンカゴ	"	単位以下1位止	単位以下1位止	単位以下1位止
	蛇力ゴ	"	"	"	"
	鉄筋質量	kg	単位止	"	"
	エキハンドメタル擁壁	m ²	単位以下1位止	"	"
路盤工	上層・下層路盤工	m ³	単位以下1位止	単位以下2位止	単位以下2位止
舗装工	アスファルト、コンクリート	m ²	単位以下1位止	単位以下2位止	単位以下2位止
緑化工、法面保護工等	厚層基材吹付工	m ²	単位以下1位止	単位以下1位止	単位以下1位止
	種子吹付工	"	"	"	"
	モルタル吹付工	"	"	"	"
	法枠工	"	"	"	"
	筋芝	m	"	"	"
	張芝	"	"	"	"
	筋工	"	"	"	"
	編柵工	"	"	"	"
防護施設工 落石防止工	駒止	箇	単位止	単位止	単位止
	自動車用防護柵	m	単位以下1位止	単位以下1位止	単位以下1位止
	落石防護柵	"	"	"	"
	落石防止壁(鋼製)	t	単位以下2位止	単位以下2位止	単位以下3位止
	落石防止柵(鋼製)	t	"	"	"
標識工	落石防止網	m ²	単位止	単位以下1位止	単位以下1位止
	カーブミラー	本	単位止	単位止	単位止
	標識	"	"	"	"
橋梁工	桁	本	単位止	単位以下1位止	単位以下1位止
	床板	m ³	単位以下1位止	単位以下2位止	単位以下2位止
	高欄	m	単位以下1位止	単位以下1位止	単位以下1位止
	橋台	m ³	単位以下1位止	単位以下2位止	単位以下2位止
	橋脚	"	"	"	"
排水施設工等	暗きよ工	m	単位以下1位止	単位以下2位止	単位以下2位止
	コンクリート側溝	"	単位以下1位止	単位以下1位止	単位以下1位止
	横断溝	m	"	"	"
	地下排水	"	"	"	"
	法面排水	"	"	"	"
	集水柵	箇	単位止	単位止	単位止
アンカー工	削孔	m ³	単位以下1位止	単位以下1位止	単位以下1位止
	アンカー材	m	単位以下2位止	単位以下2位止	単位以下2位止
	グラウト材	m ³	単位以下1位止	単位以下2位止	単位以下2位止
杭打工	掘削	m ³	単位以下1位止	単位以下1位止	単位以下1位止
	杭材	本	単位止	単位止	単位止
	グラウト材	m ³	単位以下1位止	単位以下2位止	単位以下2位止
集水井工	掘削	m ³	単位以下1位止	単位以下1位止	単位以下1位止
	ライナープレート	m	"	"	"
	集水ボーリング	m	単位止	単位止	単位止
伐開、除根		m ²	単位止	単位止	単位止
下刈、除伐、木数調整伐		ha	単位以下2位止	単位以下2位止	単位以下2位止
木材		本	単位止	単位以下1位止	単位以下1位止
		m ³	単位以下2位止	単位以下2位止	単位以下2位止
仮設工	型枠工	m ²	単位以下1位止	単位以下2位止	単位以下2位止
	支保工	空m ³	単位以下1位止	単位以下1位止	単位以下1位止
	足場工	掛m ²	"	"	"
	土のう締切工	m	"	"	"

(注) 1 端数はすべて四捨五入とする。

2 平均断面、平均法長等は、数量集計単位より1位程度下位をもって計算することを標準とする。

3 鋼材関係の表示単位は、t以上は、単位以下2位止、3位四捨五入、t未満は、単位以下3位止、4位四捨五入とする。

4 工事規模により本基準により難い場合は業務担当員の指示によること。

3—5 樣 式

数量計算に係る様式は業務担当員の指示によるものほか次の例示を参考とする。

表 計 算

表 算 言

表 算 計 積 土

No.

No.

各種計算表

空白ページ